

平成 26 年度  
事業計画書



社会福祉法人  
玖珠町社会福祉協議会

## 基本方針

現在は、貧困や虐待・孤立死・自殺・DV(家庭内暴力)被害・ホームレス・ニートなど、解決になかなか至らない深刻な福祉課題・生活課題が噴出しています。また当町を含め中山間地においても、移動手段や生活物資の確保が困難など日常生活に支障を来している地域も増えてきています。

これらの問題には様々な発生要因がありますが、少子高齢化、経済社会の変化などにより、家庭、地域社会、企業等の相互扶助機能が急速に力を失ったことと強くかかわりがあります。

社会福祉協議会は社会福祉法において「地域福祉を推進する団体」として規定されるようになったものの、昨今の社会情勢をかんがみるまでもなく、複雑多様化した住民ニーズに対応するのは困難を極めています。

また東日本大震災以降、地域において「絆」や「つながり」の重要性が指摘されていますが、取りも直さずそれだけ地域が疲弊し関係性が希薄化していたことを意味しています。

このように失われた地域の連帯感や共同(協働)性を再構築することが、いま私たちの活動に求められています。私たち社会福祉協議会は「誰もが安心して暮らしていける地域づくり」を目的に日々活動に取り組んでいます。その実現のためには、実際に地域で生活をされている住民自身の協力と連携が必要になってきます。それは地域において住民参加で潜在化したニーズを掘り起こし把握し解決する仕組みの構築や、ソーシャル・サポート・ネットワークを形成することの必要性が高くなっているということです。

そのためにも社会福祉協議会では、地域で積極的に地域福祉活動を行っていただくマンパワーを確保するために「人材育成」に力を注ぎ、実際に活動を行う場としての「福祉基盤整備」に取り組んでいきたいと考えています。

そして職員一人ひとりが現在の地域社会と社協の置かれている状況を熟知し、迅速且つ適切な対応を取るためにも、法人の理念を共有し実現を目指し自覚と自律を促すことを図りつつ、自身の自己実現の達成も視野に入れた職場環境づくりに努めます。その上で“組織体制”“人事体制”“業務体制”など、現状を精査し評価・改善まで優先順位も考慮し、積極的且つ徹底的に推進していきます。

## 重点項目

1. 地域福祉活動の積極的な推進
  - ✓ 自治コミュニティとの協働体制を確立する。
  - ✓ ニーズキャッチシステム構築のための研究を行なう。
  - ✓ 災害時要支援体制を整備する。
  - ✓ 生活困窮者自立支援法に伴う導入事例の検討。
2. 在宅生活支援サービス機能の発展・強化
  - ✓ 判断能力が低下した方に対するサービス利用支援機能の強化。
  - ✓ 子育て世代の方々の突発的な保育ニーズに対応できるサービスの提供と、現状をかんがみた新たなサービスの研究及び提起。
3. 介護保険事業・障害者総合支援法事業のサービスの質の向上
  - ✓ 介護保険サービス提供事業者として、慣習的な取組みを行うのではなく、“選ばれる”ためサービスの質の確保と定期的見直しを行う。
4. 介護予防地域支援普及啓発事業の拡充
  - ✓ 身体的な介護状態の回避のみでなく、孤立など精神的・社会的なケアにも重点を置いた支援体制をとる。
5. 理事会・評議員会の意思決定の強化
  - ✓ 事務局主導の法人運営ではなく、執行・議決機関としての自覚と責任感を持ち、積極的且つ主体的な運営をしていただくための支援を行う。
6. 情報開示・苦情解決体制の確立
  - ✓ 社会福祉基礎構造改革に伴うサービス提供体制の変化に対応し、住民が選択する為の情報提供と、サービスの質を担保するため苦情解決体制を整備する。



## 主体事業

### 1. 会務の運営

- 1) 理事会・監査会・評議員会の開催
- 2) 情報の開示(事業・財務諸表等)
- 3) 第三者委員会関与及び適切な運営
- 4) リスクマネジメント(災害・事故・苦情)への対応
- 5) 人事・労務管理の徹底(処遇改善、士気の高揚)
- 6) 社会福祉法人会計基準に基づく経理及び財務諸表の作成
- 7) 町当局との協調

### 2. 組織の強化

- 1) マンパワーの向上
- 2) 主任会議の定期的な開催
- 3) 関係機関団体との連絡調整及び協働

### 3. 財源の確保

- 1) 公費助成(事務局人件費・施設管理費等)のルール化
- 2) 自主財源の確保
  - ① 会費制の強化と見直し(役職員による賛助・法人会員の勧誘強化)
  - ② 共同募金運動の展開(赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金)
  - ③ 福祉基金使途の検討
  - ④ 福祉事業積立金の活用
  - ⑤ チャリティーバザーの実施(募集方法の強化検討)
- 3) 事業会計按分費の設定
- 4) 経費節減の徹底

#### 4. 補助・委託事業

##### 〈町補助・委託〉

- 1) 社協運営事業
- 2) 老人福祉センター運営事業(指定管理者制度)
  - ① 福祉センター啓発と利用促進
  - ② センター周辺環境整備
- 3) 介護予防地域支援事業
  - ① ふれあい給食サービス事業
  - ② いきいき元気教室・男性ふれあい広場
  - ③ フォローアップ研修
  - ④ いきいきサロン推進事業
- 4) ファミリーサポートセンター事業
- 5) 視覚障害者日常生活情報提供事業(点訳・音訳)
- 6) 地域包括支援センター事業(詳細、後記)

##### 〈県社協補助・委託〉

- 1) 生活福祉資金貸付事業
  - ① 定期的な広報による制度の周知
  - ② 借入世帯に対する償還指導の徹底
- 2) 日常生活自立支援事業
  - ① 定期的な広報による制度の周知

##### 〈県共同募金会委託〉

##### 1) 共同募金運動の展開

寄付金の減少や組織運営面の問題(社協が募金から配分まで行なっているとの誤解があるため、共同募金会との明確化を図る)を解消するため及び、募金が地域づくりに循環する組織の整備を行なうため、全国的に共同募金改革(「支会」から「委員会」への移行)が行なわれている。

大分県においても平成 24 年度から順次、移行設置されることとなり、共同募金事務を委託される本会も、平成 25 年度より「運営委員会(審査委員会も兼ねる)」を設置し、新たな募金運動に備えなければならない。

##### ○ 募金方法・助成配分

新たに設置された「運営委員会」において募金方法及び助成配分を検討する。

## 5. 独自事業

### 1) 地域福祉総合推進事業

#### ① 相談センター事業

- イ. 無料法律相談会(偶数月第3水曜日開催)
- ロ. 心配ごと相談会(毎月第4水曜日開催)
- ハ. 相談員研修(県社協研修)

#### ② 住民参加による事業

- イ. 第三次地域福祉活動計画の推進と第四次計画策定に向けた取組み
  - ・自治コミュニティとの協働(地域福祉基盤整備と人材育成)
  - ・災害時支援の対応マニュアル(マップ活用)
- ロ. 「いきいきサロン」の普及と活動内容の充実を図る

#### ③ 災害時要援護者支援への積極的取組み

- イ. 発災時職員初動体制の整備も含む災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成・周知徹底
- ロ. 災害時要援護者支援台帳活用の検討・協議(関係組織)
- ハ. 福祉避難所の指定に伴う行政への協力

#### ④ 福祉教育

- イ. 各種ボランティア講座開催
- ロ. 福祉体験学習

#### ⑤ 次世代育成支援事業

- イ. おもちゃ図書館の開館

#### ⑥ 社会調査・福祉啓発事業

- イ. 健康福祉推進事業の共催

### 2) 企画広報事業

- イ. 情報誌全戸配布(隔月)、チラシ・回覧文書の発行
- ロ. ホームページの開設

### 3) 介護保険事業の実施(低所得者への社会福祉法人減免措置摘要)

- イ. 居宅介護支援事業(詳細後記)
- ロ. 訪問介護・介護予防訪問介護事業(詳細後記)
- ハ. 通所介護・介護予防通所介護事業(詳細後記)

- 4) 障害者自立支援居宅介護事業の実施
    - イ. 居宅介護事業(ヘルパー)
  - 5) 寄付金品採納事業(一般寄付・香典返し 外)
  - 6) 死亡者への弔意、罹災世帯への見舞い
  - 7) 共同募金地域配分金事業
  - 8) 福祉機器貸出事業・介護用品等斡旋紹介
  - 9) 法外更生資金貸付事業
    - ① 滞納世帯の償還指導強化
    - ② 規程の改正の検討
6. 福祉団体事務支援等
- 1) 自主運営の促進及び助成
    - ① 玖珠町民生児童委員協議会(事務局)
    - ② 玖珠町老人クラブ連合会(事務局)
    - ③ 玖珠郡老人クラブ連合会(事務局)
    - ④ 玖珠町身体障害者協議会(事務局)
    - ⑤ 玖珠町ボランティア連絡会(事務局)
    - ⑥ 玖珠町健康福祉事業推進委員会
    - ⑦ 玖珠町母子寡婦福祉会
    - ⑧ むつみ会玖珠共同作業所
    - ⑨ 玖珠郡知的障害者育成会たんぽぽの会
    - ⑩ 玖珠郡更生保護連絡会

別添

－ 平成 26 年度 －

# 介護保険事業計画(案)

社会福祉法人

玖珠町社会福祉協議会

## 居宅介護支援事業

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター

### ① 基本方針

- (ア) 利用者の尊厳と自立支援を基本とし、利用者が住み慣れた地域で、安心して日常生活を営むことができるように支援します。
- (イ) 公正・中立な視点で事業運営をおこない、質の高いマネジメントを提供できるように努力します。

### ② 事業目標

- ① 利用者・家族の意向を尊重し、専門的立場からの助言をおこない、在宅支援を適切に行います。
- ② 介護支援専門員の資質や専門性の向上のため、介護保険サービスや医療、福祉、社会保険制度等の各種制度の理解や知識を深めるための研修会への参加を積極的に勧めます。
- ③ また、各種制度の活用を図り、多面的に利用者を支援できるように努力します。
- ④ 入所退所・入院退院される利用者に対しては、入所施設の紹介、情報提供や情報収集等をおこない、スムーズに移行できるように支援します。
- ⑤ 地域包括との連携を密にし、困難事例や要支援者についての対応に際しては、情報共有や協働をおこないます。
- ⑥ 地域包括ケアシステムの構築の推進の一旦を担う事業としての役割を認識し、多職種との連携を強化していきます。
- ⑦ 今年度は、消費税引き上げに伴い、介護保険制度でも0.63%の単価の改正が行われます。利用者やご家族の方に利用金額の変更等について周知徹底をおこなっていきます。

### 具体的方針

- ① 玖珠郡介護支援専門員協議会の事務局担当としての役割を果たし、郡内の介護支援専門員と協力して、より良い研修ができるようにします。
- ② 郡、町、県や地域で開催される介護支援専門員研修会や認知症研修会、権利擁護、社会保険制度等の研修会への参加を積極的に行います。
- ③ 医療との連携強化及び推進する一つ的手段として、今年度、配布される郡内共通の医療連携シートの活用を図っていきます。
- ④ 地域包括ケアシステムの構築へ向けての、地域リーダー研修への参加をします。
- ⑤ 制度の改正に伴う単価アップに伴う具体的な利用限度額やサービス単価の提示をおこないます。
- ⑥ ケアマネ会議を週1回開催し、利用者の情報共有をおこない、担当不在時の対応や新規依頼ケースの担当決定や困難事例ケースへの対応検討、介護保険最新情報、社会資源、福祉用具の情報提供や情報交換をおこな

います。

- ⑦ 入院入所時は、病院や施設への在宅時の状況把握がわかるように情報提供をします。
- ⑧ 退院退所時は、医療機関や施設職員からの情報収集をおこなったうえで、関係機関に情報提供をおこない、適切なサービス利用調整を図ります。
- ⑨ 軽度者に対する福祉用具のレンタルが利用できるように支援します。
- ⑩ 地域包括支援センターや行政等との連携を図り、困難事例への対応に対してもできる限りの対応していけるように努めます。
- ⑪ 要支援⇔要介護になった利用者に対しては、包括と連絡を取り合い、プラン作成やスムーズなサービス利用につなげます。
- ⑫ 地域包括支援センターからの委託を受けて予防プランを作成します。
- ⑬ 特定事業所加算集中減算届出書を年2回提出します。

## 訪問介護事業

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター訪問介護

### 1. 運営方針

事業所の訪問介護員は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般に亘る援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

### 2. 基本方針

- 1) 私達、訪問介護員は法令を遵守します。
- 2) 利用者の日常生活の状況を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成した「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、その内容をご利用者及びそのご家族に説明し、サービスを提供します。
- 3) サービスを提供することで利用者の自立支援を目的として、意欲の向上を図れるよう支援いたします。
- 4) 訪問介護員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を守ります。
- 5) ご利用者やご家族が安心してサービスが受けられるように、相談、助言を行い、また不満や苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- 6) 訪問介護員は、研修や資格取得等により質の高いサービスが提供できるように努めます。
- 7) 職員間の連携が取れ、統一したサービスを提供するように努めます。

### 3. 事業内容

- 1) 居宅介護支援業務等との連携
- 2) 担当者会議への参加
- 3) 訪問介護計画の作成
- 4) 身体介護、生活援助の提供
- 5) 資質向上の為の研鑽、研修への参加
- 6) 事故の未然防止、苦情等への対応
- 7) 毎月2回のサービス調整会議
- 8) 介護サービス情報の公表
- 9) 国保連請求業務
- 10) 訪問介護員の処遇改善（介護福祉士資格取得奨励）

## 通所介護事業

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター通所介護

### 1. 運営方針

本事業所は、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活が営むことができるように目標に沿ったサービスを提供し、利用者の身体機能や意欲の向上及び生きがいがづくりの支援を行います。

### 2. 基本方針

利用者や家族の意向、心身の状況や環境を踏まえて目標を達成するためのサービスを提供します。

- 1) 利用者への尊厳と畏敬の念をもってサービスに努めます。
- 2) 利用者一人ひとりの習慣、嗜好、生活のリズムを考慮し、“寄り添う”姿勢を大切にしていきます。
- 3) 利用者が活躍できるプログラムを共に考え、機能維持向上や生活意欲の向上を目指します。
- 4) 通所することで、各種活動や他の利用者との交流などを通して孤立感を解消し、社会参加や役割を持てるように支援します。
- 5) 利用中の安心感が家族への精神的・身体的負担の軽減に繋がり、信頼できる事業所になるよう努力します。

### 3. 事業内容

- 1) 居宅介護事業者・地域包括センター・医療との連携
- 2) サービス担当者会議への参加
- 3) 通所介護計画の作成
- 4) 送迎、健康チェック、入浴、食事サービス、機能訓練、アクティビティ活動、年間行事と季節に応じた行事等の提供
- 5) 日々の連絡調整会議（毎日）
- 6) 事故防止・苦情などの対応
- 7) 業務会議及び職員研修会実施（月2回）
- 8) 利用者満足度アンケート・家族会の実施
- 9) 職員の資質向上のための研修への参加
- 10) 介護サービス情報の公表
- 11) 国保連請求業務

## 1 2) 職員の上級資格取得の奨励と処遇改善

### 職員の資質向上のための研修

#### (施設外研修)

- 1) 介護職員の研修（摂食、排泄、認知症、リスクマネジメント、倫理等）
- 2) 看護職員の研修（機能訓練、感染症、褥瘡、栄養ケア等）
- 3) 給食職員の研修（食中毒、介護食など）
- 4) 新任職員研修（新任介護職員研修等）

#### (施設内研修)

- 5) 倫理・プライバシー・リスクマネジメント・法令順守等について
- 6) 摂食・排泄・感染症・認知症・機能訓練・介護予防・包括ケア等の勉強会
- 7) 緊急時対応・防災訓練の実施
- 8) 新任職員研修（就業規則、事業計画、事業内容等）

#### (施設見学研修)

- 1) 先進地への施設見学研修

平成 26 年度  
**玖珠町地域包括支援センター事業計画**

社会福祉法人

玖珠町社会福祉協議会

# 平成26年度玖珠町地域包括支援センター事業計画(案)

## ＜基本方針＞

地域包括支援センターが目指す、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるように、介護サービスを始め、様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される、「地域包括ケア」の実現を図る総合機関としての役割を担ってまいります。

## ＜運営方針＞

### ① 公共性の視点

介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

### ② 地域性の視点

地域の意見をくみ上げ、それらをセンターの日々の活動に反映させると共に、地域の特性や実情を踏まえ、地域の抱える問題の解決に取り組みます。

### ③ 協働性の視点

地域の中に積極的に入り問題の発見に努めると共に、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等、地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図ります。

## ＜平成26年度重点目標＞

**町と連携しながら、地域の高齢者の実態把握から見える地域課題に応じた、多職種協働による地域包括ケアの推進に取り組みます。**

## 1. 事業内容

地域包括支援センター業務実施にあたっては、国が定める「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づき、町と連携を図りながら各種業務を実施します。

### 1). 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が自立して生活できるように、生活の仕方やサービスの利用などついて助言・紹介するなど、個々の今の状態に合った健康づくりや介護予防を支援します。

- ① 二次予防事業対象者の把握事業にて把握・選出した対象者(運動機能向上)への介護予防ケアマネジメントの実施
- ② 要支援者への介護予防プランを作成し、生活状況等のアセスメント(課題分析)、一貫・継続したケアマネジメント(目標管理)の実施
- ③ 専門性向上のための研修会への参加

## 2). 総合相談支援事業

高齢者や家族、地域の人からの相談や悩みに応じ、情報提供やサービスの紹介を行います。介護や医療、健康、福祉など生活全般の相談を受け、機関や制度への利用につなげ、継続的な支援を行います。

また、総合支援においては主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師・専従ケアマネ等の専門職がチームで対応します。

- ① 実態把握による地域課題や潜在的ニーズの発見、医療機関・警察消防等関係機関との連携
- ② 町と連携した地域の見守り体制づくりの推進
- ③ 総合相談窓口としてネットワークづくりと社会資源等介護予防の普及啓発
- ④ チームアプローチでの対応

## 3). 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して日常生活が送れるように、成年後見制度や虐待の早期発見、消費者被害などに対応し、権利を守る取り組みを推進します。

- ① 成年後見制度の利用促進
- ② 高齢者虐待等の未然防止の推進
- ③ 困難事例への対応
- ④ 消費者被害等の防止の広報啓発
- ⑤ 専門性向上のための研修会への参加

## 4). 包括・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括支援ネットワークを活用しながら、介護支援専門員、主治医をはじめ、地域の様々な関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉・その他の生活支援サービスなどを含め、地域における様々な資源を活用し(「包括的」)、途切れることなく(「継続的」)、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

- ① 介護予防支援業務担当者研修会の開催
- ② 介護支援専門員への後方支援
- ③ 認知症サポーター養成講座の開催
- ④ 民生児童委員協議会の定例会参加
- ⑤ 地域ケア会議の事例提出・検討(毎月)

- ⑥ 広報・啓発  
リーフレットや支援センターだより（年４回）の作成・地域での広報等
- ⑦ 住宅改修プラン等の作成
- ⑧ 専門性向上のための研修会への参加